

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール
共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共
和国政府との間の実施取極を改正する議定書

(参考)

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極を改正する議定書

日本国政府及びシンガポール共和国政府（以下「締約国政府」という。）は、

二千二年一月十三日にシンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極（以下「実施取極」という。）を改正するための議定書を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

実施取極第一条の一部を次のように改正する。

1 同条(a)及び(b)中「税関当局」(Customs Administration)を「税関当局」(customs administration)に改める。

2 同条(a)中「関税消費税庁」を「シンガポール税関」に改める。

第二条

実施取極第二条1(a)及び(c)中「関税消費税庁」を「シンガポール税関」に改める。

第三条

実施取極第三条から第七条までの規定中「税関当局」(Customs Administration (s))を「税関当局」(customs administration (s))に改める。

第四条

実施取極第七条中6を7とし、3から5までを一ずつ繰り下げ、2の次に次の3を加える。

3 この章の規定に基づき情報を要請する締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施については、当該他方の締約国政府の裁量にゆだねられる。

第五条

実施取極第十六条の一部を次のように改正する。

1 同条(a)(ii)中「貿易産業省」を「シンガポール競争委員会」に改める。

2 同条(c)(ii)を次のように改める。

(ii) シンガポールについては、電気通信法（第三百二十三章）に基づく電気通信サービスの提供における競争の実施規則、電気法（第八十九章のA）第七章「競争」、ガス法（第百十六章のA）第九章「競争」及び競争法（第五十章のB）

3 同条(d)(ii)を次のように改める。

(ii) シンガポールについては、電気通信の分野においてはシンガポール情報通信開発庁、電気及びガスの分野においてはシンガポールエネルギー市場庁並びに競争法（第五十章のB）により規制される分野においてはシンガポール競争委員会

第六条

実施取極第十七条5を削る。

第七条

実施取極第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条のA 透明性

各締約国政府は、次のことを行う。

- (a) 自国の競争法の改正及び反競争的行為を規制する新たな法令の制定について他方の締約国政府に速やかに通報すること。
- (b) 適当な場合には、自国の競争法に関連して発出し及び公表したガイドライン又は政策声明の写しを他方の締約国政府に提供すること。

第八条

実施取極第二十二条2を次のように改める。

- 2 両締約国政府は、1に定める協力の範囲の拡大のためにこの章の規定を改正することの要否を検討するため、相互に協議することができる。

第九条

実施取極第二十五条中「第十七条及び第十八条の規定による連絡」を「第十七条、第十七条のA及び第十八条の規定による連絡」に改める。

第十条

- 1 実施取極第三十九条1中「シンガポール貿易開発庁（以下この章において「TDB」という。）を「シンガポール国際企業庁（以下この章において「IEシンガポール」という。）」に改める。
- 2 実施取極第三十九条並びに第四十条1(a)及び(c)中「TDB」を「IEシンガポール」に改める。

第十一条

- 1 実施取極第四十一条1中「シンガポール生産性標準庁（以下この章において「PSB」という。）を「シンガポール標準生産性革新庁（以下この章において「SPRINGシンガポール」という。）」に改める。

- 2 実施取極第四十一条並びに第四十二条1(a)及び(c)中「PSB」を「SPRINGシンガポール」に改める。

第十二条

- 1 この議定書は、二千七年三月十九日に東京で署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日に関し効力を生ずる。
- 2 この議定書は、実施取極が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千七年三月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋三

シンガポール共和国政府のために

リー・シエンロン